

厚生食輸発0625第1号  
令和8年6月25日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(ベトナム、イラン及び中国産食品の総アフラトキシン)

標記については、令和8年3月31日付け厚生食輸発0331第1号(最終改正：令和8年6月19日付け厚生食輸発0619第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、DAN ON FOODS CORPORATION - MY PHUOC 3 BRANCHの製造したアーモンドを含むベトナム産食品からアフラトキシンが検出されたことから、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1の別表3に同社を追加する。

また、CHAHARBAGH FIROUZEAI ARIA GROUP OF ENGINEERS COMPANYで製造されたイラン産乾燥いちじく又は乾燥りんごを含む食品及びTANGSHAN CHANGLI FOODSTUFF CO., LTD. で製造された中国産ハスの種子を含む食品の総アフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するとともに、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1の別表3から同社を削除するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のイランの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
乾燥いちじく、乾燥りんごを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を削除し、

2. 別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アーモンド、赤とうがらし、花椒、ごまの種子、大豆、ハスの種子、ラカンカ、落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン（アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アーモンド、赤とうがらし、花椒、ごまの種子、大豆、ラカンカ、落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン（アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

に改める。